

領域Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備

1 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人への支援

<性被害やDV、様々なハラスメントなどあらゆる暴力の防止と被害者支援>

性被害ワンストップセンター ひろしまの認知度は7.4%

性被害ワンストップセンターひろしまを知っている人の割合は7.4%に留まっています。

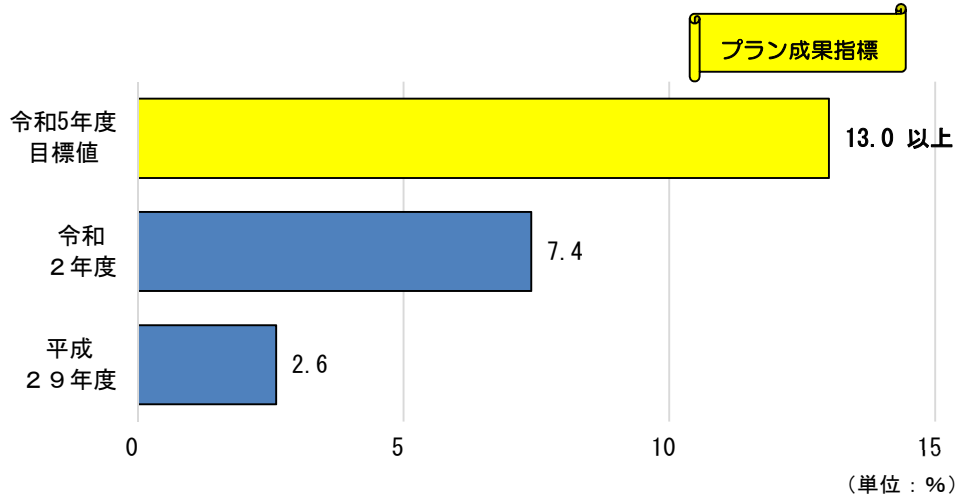
被害の潜在化を防ぐため、認知度向上に向け、これまでの広報に加え、若年層への周知強化や、被害者等の心情に配慮した取組の情報発信、関係機関との連携による支援体制の充実が必要です。

高校生における精神的暴力の 認知率は58.9%

高校生におけるデートDVに関する精神的暴力の認知率は58.9%であり、特に精神的暴力については、暴力にあたらなと考える人が一定程度いることや、10代初めから被害経験のある子供がいることを踏まえ、若年層から暴力への認知を高めるための啓発が必要です。

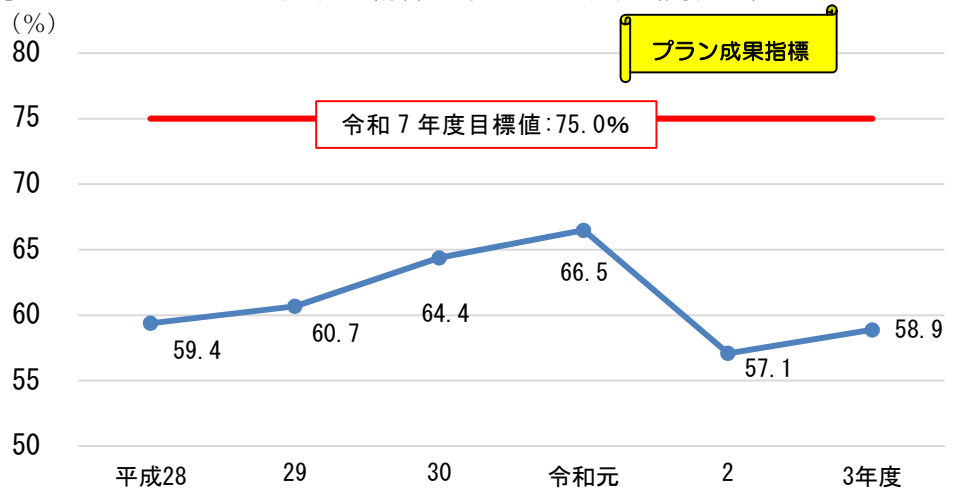
「性被害ワンストップセンターひろしま」における令和3(2021)年度の相談件数は550件で、昨年度の456件を大きく上回っています。そのうち、医療、法律、心理等の専門支援等への提供は、47件(延べ79回)となっています。

42. 性被害ワンストップセンターひろしまの認知度



資料: 広島県「広島県政世論調査」(令和2(2020)年度)

43. デートDVに関する精神的暴力の認知率(高校生)



資料: 広島県「若年層におけるデートDVに関する意識調査(高等学校・特別支援学校・高等専門学校)」(令和3(2021)年度)

44. 性被害ワンストップセンターひろしまの相談状況

[令和3(2021)年度]

新規相談件数 (対応回数)	相談内容		
	電話等相談件数 (電話等相談回数)	面接相談件数 (面接相談回数)	専門支援等 (専門支援等提供回数)
550件 (2,483回)	253件 (2,263件)	88件 (140回)	47件 (79回)

(注) 対応回数とは、電話相談、面接相談、専門支援等の提供の延べ総数(新規相談件数の総数(550件)と、対応回数の総数(2,483回)には、無言、性被害以外の問い合わせ297件を含む。

資料: 広島県環境県民局調べ

こども家庭センター等における女性に関する相談件数は減少

こども家庭センター及び婦人相談員設置市における令和3（2021）年度の相談件数は6,706件で、前年度よりも1,062件（13.7%）減少しています。相談件数のうち暴力逃避に関する相談は2,974件で、44.3%を占めています。

また、一時保護は78件で、前年度より13件減少しました。そのうちDVに関するものは55件で70.5%を占めています。

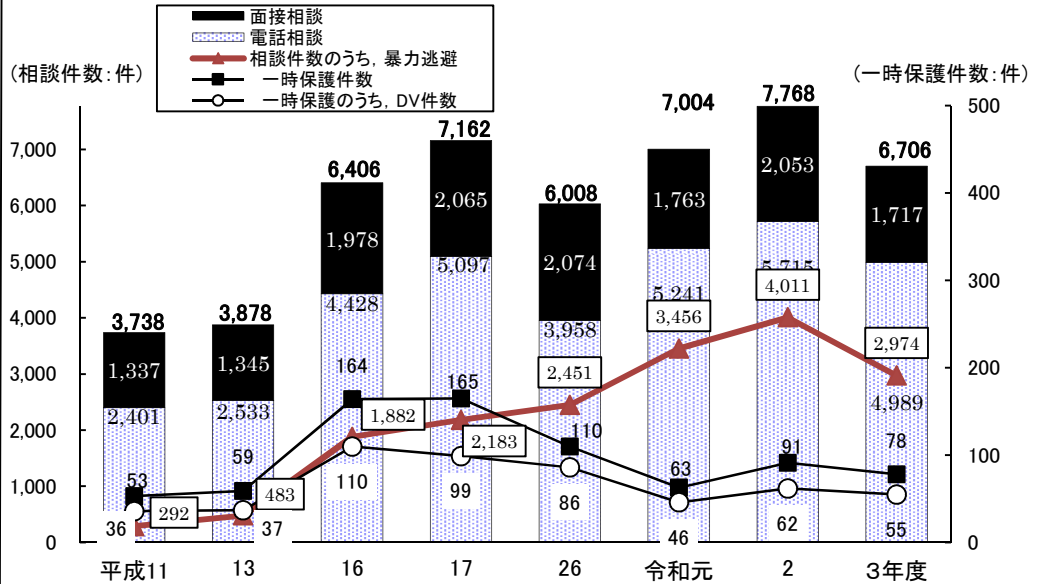
（公財）広島県男女共同参画財団が実施する「エソール広島」相談事業に令和3（2021）年度に寄せられた相談は2,168件で、前年度よりも103件減少しています。

このうち、DVに関する電話相談は207件（電話相談の10.0%）、面接相談38件（面接相談の37.6%）となっています。

県警でのDV相談等件数は増加傾向

DV相談等件数は、令和3（2021）年は2,286件となっており、前年よりも171件増加しています。

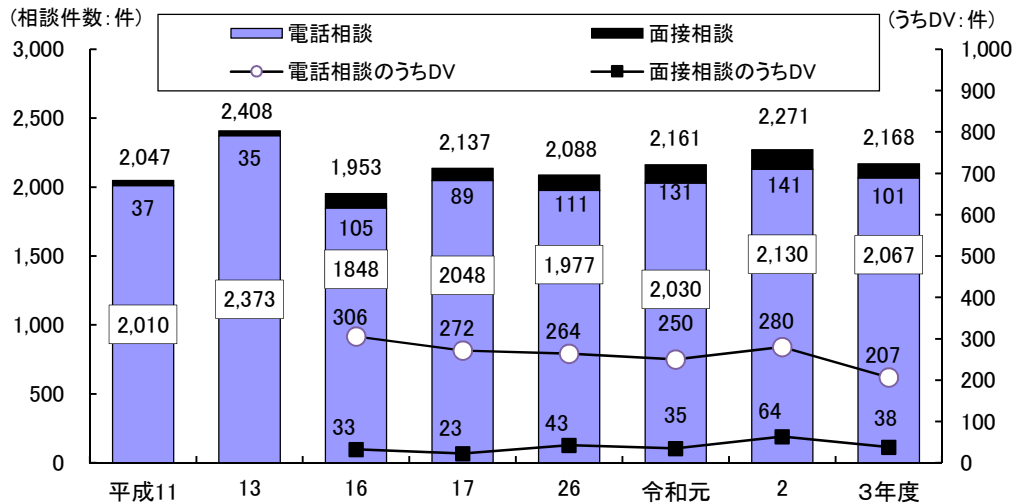
45. こども家庭センター等における女性に関する相談件数等の推移



（注）女性に関する相談：売春防止法による婦人相談及びDV防止法による配偶者等の暴力相談。男性からのDV相談を含む。

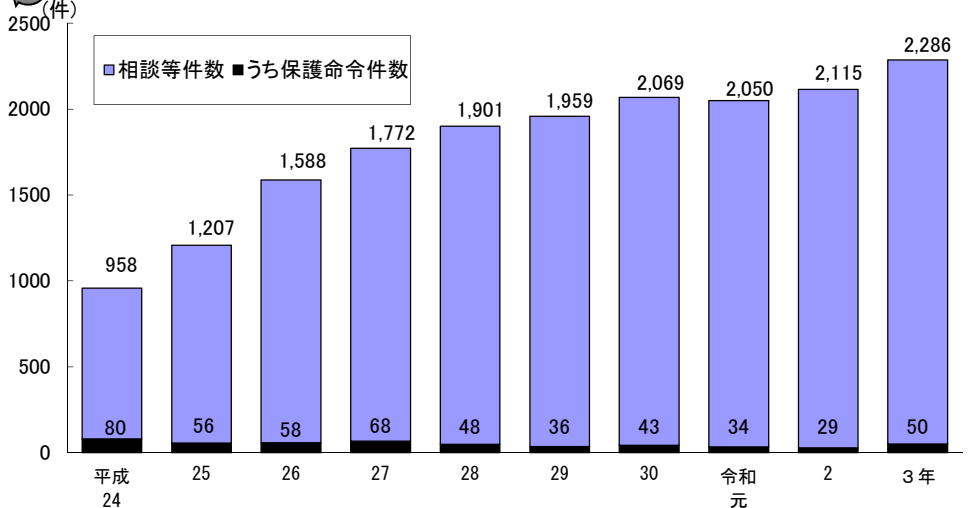
資料：広島県健康福祉局調べ

46. 「エソール広島」相談事業における件数の推移（DV）



資料：（公財）広島県男女共同参画財団調べ

47. 県警におけるDV相談等件数の推移



資料：広島県警察本部調べ

性犯罪の検挙率は
100%

令和3（2021）年の性犯罪認知件数は120件、検挙件数は120件で、検挙率は100%となっており、前年（92.2%）から7.8ポイント上昇しています。

ストーカー相談等件数は
726件と増加

ストーカー相談等の件数は、平成30年から減少傾向が続いていましたが、令和3（2021）年は726件と、前年より58件増加しました。

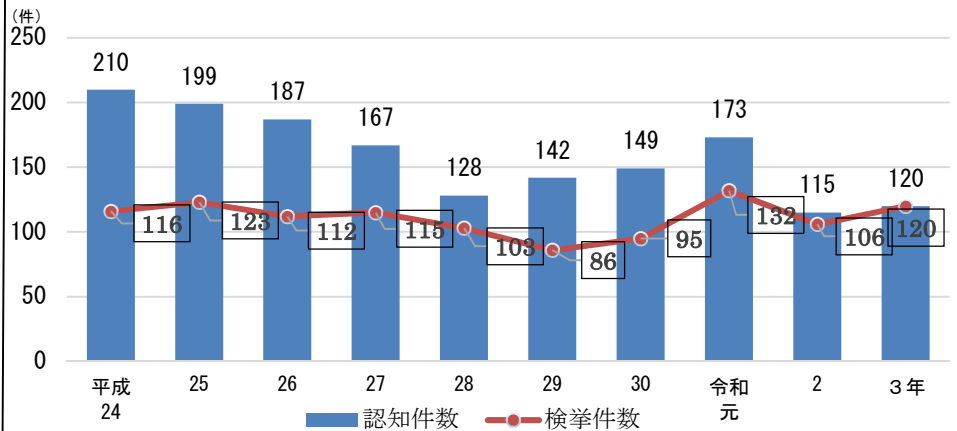
【ストーカー規制法】

ストーカー行為を処罰するなどの必要な規制を行うとともに、被害者に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、国民の生活の安全と平穏に資することを目的に、平成12（2000）年に成立しました。

セクハラ相談件数は
204件

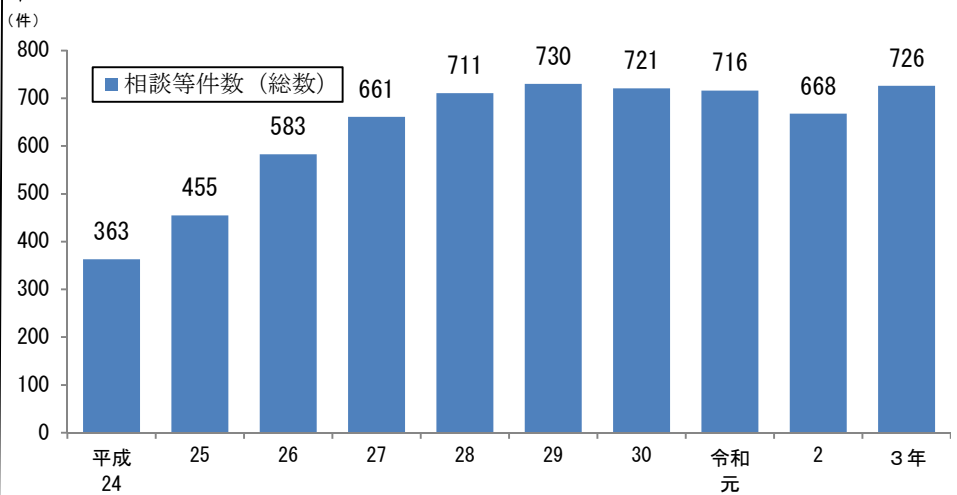
広島労働局雇用環境・均等室の相談窓口寄せられた相談件数は、令和3（2021）年度で204件となっており、前年度より38件増加しました。

48. 県警における性犯罪認知・検挙件数



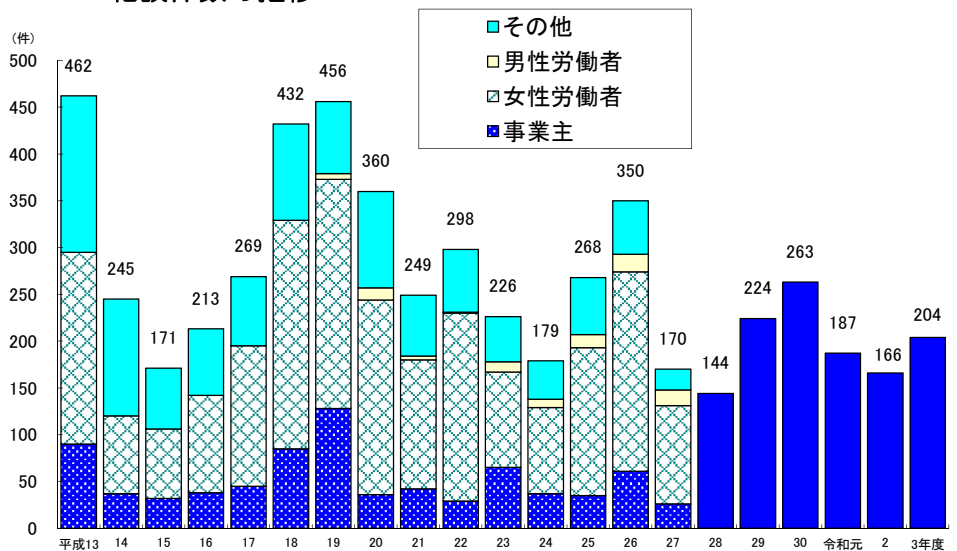
資料：広島県警察本部調べ

49. 県警におけるストーカー相談等件数の推移



資料：広島県警察本部調べ

50. 職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数の推移

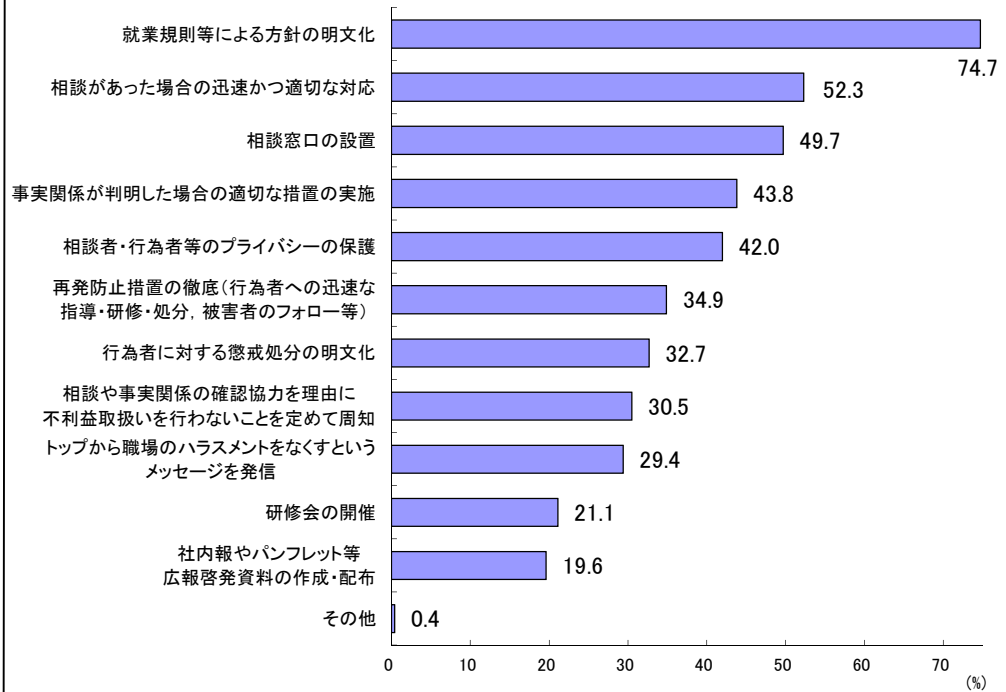


資料：広島労働局雇用環境・均等室調べ

※平成28年度分からは、内訳に関する集計はしていない。

51. 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の内容 【事業主調査】

(「セクシュアルハラスメント防止対策を講じている」と回答した事業主)複数回答

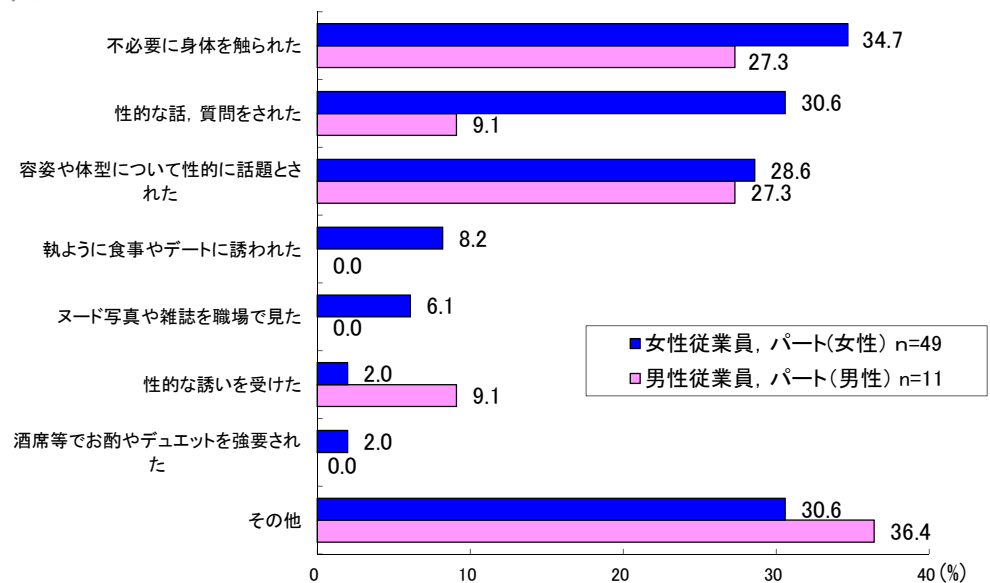


資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和3(2021)年度)
(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社)

防止対策の内容としては、「就業規則等による方針の明文化」が74.7%と最も多く、次いで「相談があった場合の迅速かつ適切な対応」(52.3%)、「相談窓口の設置」(49.7%)、等となっています。

なお、令和元(2019)年6月に男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法が改正され、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策が強化されました。

52. セクシュアル・ハラスメントの内容



資料：広島県「広島県職場環境実態調査」(令和3(2021)年度)
(調査対象は、広島県内の本所事業所2,500社及びそこに勤務する女性従業員, 男性従業員, パート従業員各2,500人)

被害の内容としては、女性従業員では、「不必要に身体を触られた」が最も多く、男性従業員では、「不必要に身体を触られた」、「容姿や体型について性的に話題とされた」が最も多くなっています。

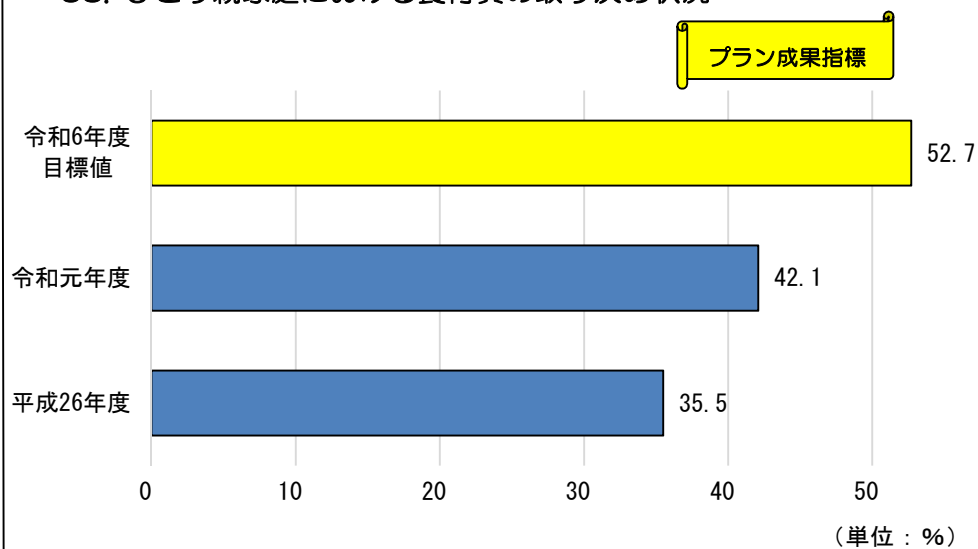
男性従業員は、前回調査(平成29(2017)年度)に比べ、被害内容の回答項目が増加しており、男性のセクシュアル・ハラスメント被害も多いという実態がうかがえます。

<生活上の困難を有する人に対する支援>

養育費の取り決めをしている
割合は **42.1%**

ひとり親家庭における養育費の取り決めをしている割合は、令和元（2019）年度42.1%と、平成26（2014）年度から6.6ポイント上昇していますが、依然として、養育費を適正に受け取れていない家庭が多くあり、家庭の経済的基盤の安定に向け、個々の実情に応じた支援に取り組む必要があります。

53. ひとり親家庭における養育費の取り決め状況



資料：広島県「ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査」(令和元(2019)年度)

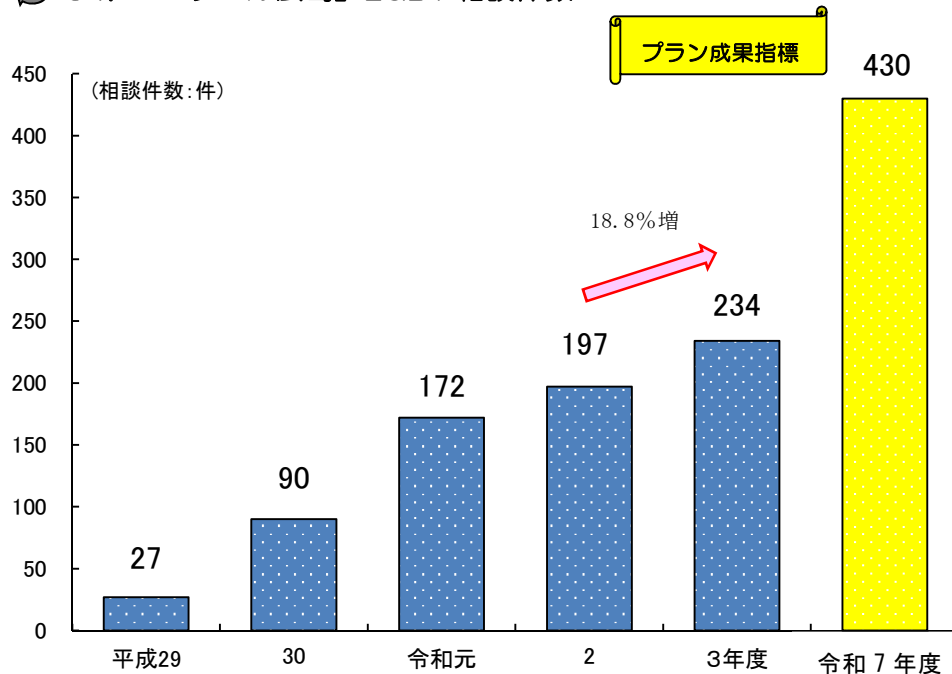
2 性の多様性についての県民理解の促進と 性的指向・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくり

LGBT 相談件数は前年比
18.8%増

LGBT 相談件数は、相談窓口開設以降増加傾向であり、令和3（2021）年度は234件と、前年度から37件、率にして18.8%増加しています。

引き続き、相談窓口の周知等を行い、認知度の向上を図る必要があります。

54. 「エソール広島」LGBT 相談件数



※広島県女性総合センター（以下「エソール広島」という。）の相談窓口は、平成29年10月に開設（月1回）。平成30年6月から相談日を毎週1回に増やした。

資料：（公財）広島県男女共同参画財団調べ